

社労業務
(係より)

健保のみ続ける任継制度を利用していたが、今度社保を復活する事に…しかし任継が切れた次の日が無保障になる、と言われた。なぜ?」との問合せがありました。復活の手続きをお受けした当事務所は驚きました。何かの手違い?と考えましたが、調べていく内に意外な事が分かりました。社保を脱退する時にその月の保険

「社保料の負担がきつくて2年前に脱退し

料の負担を無くすため、脱退日を月末の一日前にしていたのです。社保は脱退=退職した日の翌日が資格喪失日になり、この日の属する月は保険料を払わなくてよい事になっています。ところが、社

保の復活=適用は申請受理月の翌月1日付けにな

っていますので、直前月末の1日分が空白に。その日に受診する場合、一月分のみ国保に加入するか、自費で支払うかのいずれかの方法しかないので。何とかして欲しい所です。



観点数の一つ”県工事成績”への配点が10~20点増えた…という事だけで、大きな変更はありませんでした。全体の完工高が減っている事への配慮はなく、県工事の成績だけを重視するという変則

何かおかしい出来高計上は
今年の格付けに要注意!

的な改定と言わざるを得ません。それより最近

の実態調査の中で気になる事があります。決算時、完工高を出来高で上げ、残りを翌期に回すという事はよくありますが、県の格付

要件に関わるような完工高計上については否認

する動きが出ています。特に公共工事は要注意です。最後に経審の申請様式が変わります。7/1~の実調分から変更で、6月申請の方は事前確認を。

許可認可
(係より)